

■延長保育料について

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等を除く世帯

区分	時間	延長保育料	区分	時間	延長保育料	
保育短時間認定	平日 (月・金) 【契約者】	午前 7:30-8:30	保育標準時間認定	平日 (月・金) 【契約者】	※午前 7:30~8:30 午後 4:30~6:30までは 利用者負担額(保育料)に含まれます。	
		午前 8:00-8:30				月額 2,000 円
		午後 4:30-5:00				月額 1,000 円
		午後 4:30-5:30				月額 2,000 円
		午後 4:30-6:00				月額 3,000 円
		午後 4:30-6:30				月額 4,000 円
		午後 4:30-7:00				月額 5,000 円
	一時及び緊急 (1回)	30分まで 250円 以降一律 500円	午後 6:30-7:00	月額 1,000 円		
	【随時者】	午前 7:30-8:30	【随時者】	午後 6:30-7:00	30分まで 250円	
		午前 8:00-8:30				1回 500円
		午後 4:30-5:00				1回 250円
		午後 4:30-7:00				30分まで 250円 以降一律 500円
土曜日 【随時】	午前 7:30-8:30	※平日(月~金) 南・西・北保育園午後 6:30 終了 大口中保育園のみ午後 7:00 終了 ※土曜日保育は午後 5:30 終了				
	午前 8:00-8:30		1回 500円			
	午後 4:30-5:00		1回 250円			
	午後 4:30-5:30		1回 500円			

備考

- 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯については、延長保育料を無料とします。
- 市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯で、子ども等が 2 人以上いる場合
第 2 子：延長保育料×0.5 第 3 子以降：0 円
- 市町村民税所得割課税額が 57,700 円以上の世帯で、同一世帯から 2 人以上延長保育を利用している場合 第 2 子：延長保育料×0.5 第 3 子以降：延長保育料×0.1
- 市町村民税所得割課税額が 57,700 円以上の世帯のうち、18 歳に達する年度内の子どもが 3 人以上いる世帯で、第 3 子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を延長保育料とします。

年児	階層区分	延長保育料 (月額/人)
3 歳児以上		延長保育料×0.8
0~2 歳児	第 4 階層	0 円
	第 5 階層及び第 6 階層	延長保育料×0.4
	第 7 階層	延長保育料×0.8

- 備考 3 及び備考 4 の規定は、順に適用されます。

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等

区分	時間	延長保育料	区分	時間	延長保育料		
保育短時間認定	平日（月～金）【契約者】	午前 7:30-8:30	保育標準時間認定	平日（月～金）【契約者】	※午前7：30～8：30 午後4：30～6：30までは 利用者負担額（保育料）に含まれます。		
		午前 8:00-8:30				月額 1,000 円	
		午後 4:30-5:00				月額 500 円	
		午後 4:30-5:30				月額 500 円	
		午後 4:30-6:00				月額 1,000 円	
		午後 4:30-6:30				月額 1,500 円	
		午後 4:30-6:30				月額 2,000 円	
		午後 4:30-7:00				月額 2,500 円	
	一時及び緊急（1回）	30分まで 125円 以降一律 250円		午後 6:30-7:00	月額 500 円		
	【随時者】	午前 7:30-8:30		1回 250円	【随時者】	午後 6:30-7:00	30分まで 125円
		午前 8:00-8:30		1回 125円			
		午後 4:30-5:00		1回 125円			
		午後 4:30-7:00		30分まで 125円 以降一律 250円			
	土曜日【随時】	午前 7:30-8:30		1回 250円	※平日（月～金） 南・西・北保育園午後6：30終了 大口中保育園のみ午後7：00終了 ※土曜日保育は午後5：30終了		
		午前 8:00-8:30		1回 125円			
		午後 4:30-5:00		1回 125円			
午後 4:30-5:30		1回 250円					

備考

- 市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯については、延長保育料を無料とします。
- 市町村民税所得割課税額が 77,101 円以上の世帯で、同一世帯から 2 人以上延長保育を利用している場合 第 2 子：延長保育料×0.5 第 3 子以降：延長保育料×0.1
- 市町村民税所得割課税額が 77,101 円以上の世帯のうち、18 歳に達する年度内の子どもが 3 人以上いる世帯で、第 3 子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を延長保育料とします。

年児	階層区分	延長保育料（月額／人）
3 歳児以上	第 4 階層から第 7 階層まで	延長保育料×0.8
0～2 歳児	第 4 階層	0 円
	第 5 階層及び第 6 階層	延長保育料×0.4
	第 7 階層	延長保育料×0.8

- 備考 2 及び備考 3 の規定は、順に適用されます。

※ 延長保育利用の申込みについて

- 平日の延長保育利用（新規・変更・中止）にあたっては、前月の末日までに通園する保育園に申し込んでください。

※ 延長保育料の納付方法について

- 契約分については、原則、口座振替で納めていただきます。
- 随時、一時及び緊急、土曜日の利用料は、通園する保育園で翌月中旬に徴収します。